

第六次千葉県障害者計画案の修正について

○修正した部分

No.	該当箇所	修正理由・意見内容等	意見委員
1	P1・7行目 3-(1)-I	障害者条例の基本理念の記載に修正。	
2	P2・1行目 3-(1)-I	人権に関する記述の追加。	権利擁護 部会委員
3	P2・19行目 3-(1)-I	「被告人」ではなく「逮捕された男」や「加害者とされる男」というような表現が文脈には合っている。「障害者はいなくなったほうがいい」の表現について、犯人が衆院議長にあてた手紙などを読むと、「障害者はいなくなったほうがいい」とも「重複障害者はいなくなったほうがいい」とも、犯人の考えはどちらともとれる。報道からうけていた印象は、犯人が重複障害者を選別して殺傷した、つまり「重複障害者はいなくなったほうがいい」という印象だった。	権利擁護 部会委員
4		人権に関する記述の追加。	権利擁護 部会委員
5	P2/3-(1)-II-①	No.2・4における人権に関する記述の追加に伴い修正。	
6	P3/3-(1)-II-④	東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組について追記。	
7	P5/3-(2)-II-⑤	福祉教育を推進するという表現が県の社会福祉協議会にかかっているのに違和感がある。	権利擁護 部会委員
8	P6・23行目 3-(3)-I P8/3-(3)-II-⑦・⑧	成年後見制度を推進するのは悪いと思わないが、単に増える・増えないということではなく、取組の方向性の⑦・⑧に「適切な利用促進」とか「正しく広く周知する」とかそういう文言をぜひ入れていただきたい。	権利擁護 部会委員
9	P7・9行目 3-(3)-I	合理的配慮の提供を率先して実行すべき行政機関として、市町村は積極的に対応要領を策定する必要がある。	権利擁護 部会委員

No.	該当箇所	修正理由・意見内容等	意見委員
10	P14/3-(6)-II-⑦	国の計画を反映し修正。	
11	P15/3-(6)	手話マーク・筆談マークの追加。	本部会委員・施策推進協議会委員

○その他意見等

No.	該当箇所	意見内容	意見委員	考え方
1	P3/3-(1)-III	<p>【Ⅲ 数値目標】 1 共生社会という考え方を知っている県民の割合、上記数値目標は以下の理由にて削除が適切と考える。</p> <p>「共生社会という考え方を知っている」という基準が不明確であるため「言葉として知っている」「どのような配慮をすれば良いか知っている」等、基準を示すことが出来ないのでは。割合の把握が実際には不可能なため第五次計画では条例を知っている県民の割合をアンケートによって調査評価していたと記憶している。把握できない数字を目標として定めることは適切ではない。「しっかりと周知に取り組んでいく」という姿勢を示すのであれば、目標値は具体的に「何を」「何度」もしくは「何人を対象に」という設定が適切であると考えます。</p>	本部会委員	<p>共生社会を知っている人の割合については、世論調査において「言葉だけは聞いたことがある」「知っている」という質問項目によりどの程度知っているか、基準を示し、共生社会について「障害のある・なしに関わらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す社会」であると説明を入れる予定。</p> <p>なお、他に障害者条例の周知啓発活動の回数を目標数値として設定し、県としての具体的な活動に対する指標とする予定。</p>

No.	該当箇所	意見内容	意見委員	考え方
2	P3/3-(1)-Ⅲ	何をもって50%とするのか根拠が明確でないため、「共生社会という考え方を知っている県民の割合(%) 32年50%」を削除する。	権利擁護 部会委員	数値の根拠としては、内閣府の「障害者に関する世論調査」の掲げる目標値を参考にしたもの。
3	P4・5/3-(2)	子どもへの福祉教育も大切だが、親への教育が必要。視覚障害者ホーム転落事故をきっかけに企業における障害者理解の取組みが進んできているが、親への教育について記載してほしい。	施策推進 協議会委員	施策 3-(1)-①において、広く県民に対し障害のある人への理解促進に取り組んでいく。
4	P14/3-(6)- Ⅱ-①	意思疎通支援支援事業の代読・代筆について、市町村地域生活支援事業の必須事業であるが、県計画中にも取り上げ、今後更に県内の各市町村に広げてほしい。	施策推進 協議会委員	意思疎通支援事業の代読・代筆については、市町村事業となっており、市町村から相談があれば情報提供をする等により対応してまいりたい。なお、代読・代筆が障害のある人への配慮として一般県民にも浸透するよう、また、障害のある人自身の情報を第三者が読むことに抵抗がある人に対しては、文書発行機関もしくは文書提出先機関(提出書類がある場合)にはそれらの機関による代読・代筆が浸透するよう、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例や障害者差別解消法の広報・啓発を通して障害のある人を想定したサービスの提供がなされる社会を目指してまいりたい。

※内容に係るもの。数値目標への単位の追記等は上記項目から省略